大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第 五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年九月二十二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ハローズ児島店 所在地 倉敷市児島下の町二丁目一五七七ーーほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 生活協同組合おかやまコープ住所 岡山市奉還町一丁目七番七号代表者の氏名 理事長 吉永 紀明
- 3 変更事項

(変更前)

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時(株式会社ベイクショップグループは午前七時)
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時(株式会社オサダ文昭堂は午後十時)
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯午前六時三十分から午前二時三十分まで
- (4) 荷さばき施設の位置
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで

(変更後)

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前〇時 (株式会社ベイクショップグループは午前七時、株式会社オサダ文昭堂、株式会社 フラワーブティックオータニ及び株式会社ラブドラッグスは午前十時)
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十二時 (株式会社オサダ文昭堂は午後十時、株式会社ベイクショップグループ、株式会社 フラワーブティックオータニ及び株式会社ラブドラッグスは午後九時)
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前〇時から午後十二時まで
- (4) 荷さばき施設の位置
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前○時から午後十二時まで

- 4 変更年月日 平成十七年十月五日
- 二 届出年月日 平成十七年九月十五日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間 平成十七年九月二十二日から平成十八年一月二十二日まで
 - 2 縦覧の場所岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課